

**海外ビジネス最前線
国際会計制度**

アメリカ企業は進化した！！

内部統制・内部監査制度①

●岸川達士 (E&Y LLP シカゴ)

1. サーベンス・オクスレー法：第 404 条って？

ここ数年で、社内体制の不備や内部者の不正により、アメリカにおいて大手企業のエンロンやワールドコムが更生法申請などを行い、株主のみならず関係者多くが痛手を受けました。社内の持ち株を利用し、ばら色の老後を夢見ていた社員や、退職年金の運用にそれらの大手企業株を組み入れていた結果、マイナスの運用成績となり、ホワット？と怒りに驚いた人も多かったでしょう。

そんな不正をどうして見抜けないんだ？というところから、再発防止にやっきになったアメリカの証券取引委員会などは、企業改革法といわれるサーベンス・オクスレー法を成立させました。このアメリカの動きは、欧州や世界各地にも及び、企業統治についての立法を進め、日本も例外なく（大手銀行での巨額の使い込みや大手企業の有価証券報告書虚偽記載など耳にしますね）、金融庁、企業会計審議会を中心に日本の会計基準を国際的に見合うものにしてしています。

そのサーベンス・オクスレー法（第 404 条であることから、別名 404（フォーオーフォー：注フォーフォーフォーではないですよ）と呼ばれています）は、主に内部統制の情報開示をして下さい、というものです。具体的には財務報告書の内部統制について、外部監査人が意見を述べ、経営者もそれは適正であると意見を言うもので、実際不適正だといわれた会社も存在します。

2. 内部統制なんて必要？

内部統制の監査報告書は、アメリカにおいて、株式時価総額約 85 億円を超える上場企業が早急に、それ以外上場企業はそれより遅れて適用させなくてはならない、としています。そもそも内部統制について、日本では仕事熱心な従業員にそんなことは起こりえるわけない、と一蹴する経営者も居るかもしれませんし、内部体制について考える位なら、営業成績向上に精を出せいと激を飛ばす上司もいるかもしれませんね。

2005 年の夏頃から、経済産業省や自民党による内部統制についての提案がありましたが、それによると今後内部統制の制度がより整えられていくこととなるようです。つまり、上場していなくとも、ステークホルダー（利害関係者）がいる以上、内部体制の整備、社内管理体制の強化は、社会信用の失墜が起こってからでは遅いですから、会社の

規模や予算に見合った効率的かつ効果的な体制を整えることが、次第に重要になっていくという流れでしょう。

3. 内部監査こそいらない？

日本内部監査協会によると「内部監査とは、組織体の経営目標の効果的な達成に役立つことを目的として、合法性と合理性の観点から公正かつ独立の立場で、経営諸活動の遂行状況を検討・評価し、これに基づいて意見を述べ、助言・勧告を行う監査業務、および特定の経営諸活動の支援を行う診断業務である」と説明しています。内部監査室という名称で内部監査人を置いている企業もあるようです。私がまだこういった経営全般の体制に疎かった若かりし頃、知り合いであった内部監査の方は、営業部隊の悩み相談を受けていたり、退職を思いとどまらせたりする兄貴分のような仕事をしていただけに、監査室とは、という概念を相当に勘違いしていました。

私は、こちらシカゴ郊外の、内部監査人を置いているが上場企業ではない米系クライアントと仕事を一緒にさせて頂いた事がありますが、年度ごとに外部監査と内部監査の担当会計項目を交代させて、監査としての質を上げるべくお互い協力している、といったことをやっています。

近年、ISOの取得というような会社としてのバリューをあげる、信頼性を高める動きが活発ではありますが、非上場企業などでも、財務・会計的な信頼性を高めるものとしての認証取得という動きもあるのではないのでしょうか。売掛金回収にはある一定の効果を発揮できたり、リース・融資といった案件の有利な条件を引き出す要素となりえるような、そんな認証かもしれません。

筆者プロフィール

岸川達士/Tatsushi Kishikawa

早稲田大学商学部卒業。ヤオハンジャパン、光通信、NEC ソフトを経て、オハイオ州立大学院フィッシャーカレッジ オブビジネス会計学修士取得。現在 Ernst&Young LLP シカゴオフィスにて、日系 1：欧米系 9 の割合で監査を担当。趣味は空手、ゴルフ、マラソン、筋トレ。